

新宮ふれあいの丘公園運動施設等整備事業
公募設置等指針

令和3年6月

新宮町

目次

1. 事業の概要	
(1) 新宮ふれあいの丘公園の概要	1
(2) 事業内容	1
(3) 事業期間	1
(4) 費用負担及び役割分担	2
(5) 事業の流れ	2
(6) その他	3
2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項	
(1) 公募対象公園施設の種類	4
(2) 公募対象公園施設の場所	4
(3) 設置又は管理の開始時期	4
(4) 公募対象公園施設の使用料の最低額	4
(5) 公募対象公園施設の整備に関する条件	4
(6) 公募対象公園施設の管理運営に関する条件	5
(7) 特定公園施設の建設に関する事項	6
(8) 利便増進施設の設置に関する事項	6
(9) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置	7
(10) 認定の有効期間終了後の撤去（原状回復）	7
(11) 事業の中止	7
(12) その他	8
3. 公募の実施に関する事項等	
(1) 公募への参加資格	8
(2) 提供情報	9
4. 公募の手続きに関する事項等	
(1) 日程	10
(2) 応募手続き	10
(3) 事務局	13
(4) 審査方法等	14
(5) 公募設置等予定者等の決定	15
(6) 公募設置等計画の認定	15
(7) 契約の締結等	16
(8) 損害賠償責任	16
(9) 第三者の使用	16
(10) 事業の継続	16
(11) 事業破綻時の措置	16
(12) 法規制等	16
(13) 応募等に関する留意事項	17

■用語の定義

<p>P-PFI</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。 <p style="text-align: center;">＜P-PFI のイメージ＞</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)</td> <td style="text-align: center;">広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">従前</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">公的資金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">新制度</td> <td style="text-align: center;">民間資金</td> <td style="text-align: center;">収益を充当 公的資金</td> </tr> </table>		カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)	従前	民間資金	公的資金	新制度	民間資金	収益を充当 公的資金
	カフェ等の収益施設 (公募対象公園施設)	広場、園路等の公共部分 (特定公園施設)								
従前	民間資金	公的資金								
新制度	民間資金	収益を充当 公的資金								
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、法第5条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 <p>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場、等</p>									
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。 									
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFIにより選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔。 									
<p>公募設置等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> P-PFIの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの。 									
<p>公募設置等計画</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画。 									
<p>設置等予定者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。 									
<p>認定計画提出者</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者 									

1. 事業の概要

(1) 新宮ふれあいの丘公園の概要

新宮ふれあいの丘公園は新宮町の中心部に位置しており、重要な広域避難場所として新宮町地域防災計画にも位置付けられています。隣接地に新設された新宮東中学校と連携することで避難所としての機能を備え、また国道3号に近い立地を生かし、災害時緊急支援（消防・自衛隊等）の受入場所としての機能も備えた防災活動拠点として、平成27年度より多目的グラウンドを中心とした公園整備を実施しています。面積は約8.59ha（令和3年6月15日現在）で、多目的グラウンド二面及び新宮ふれあい交流館、駐車場が整備されています。



(2) 事業内容

新宮ふれあいの丘公園には、主要施設としてふれあい交流館、多目的グラウンドが二面あり、一面は貸出を行い、もう一面は自由に利用できる広場として使用しています。

令和2年12月の新宮ふれあいの丘公園区域拡大に伴い、公募設置管理制度（Park-PFI）により、民間事業者の知識・経験を活用した新たな公園施設を設置したいと考えています。

本事業にて実施する業務は次のとおりとし、整備には計画・設計から工事及び管理運営までを含むものとします。

- 公募対象公園施設の整備及び管理運営
- 特定公園施設の整備

(3) 事業期間

公募設置等計画認定の有効期間は、基本協定締結から最長で20年間とします。

なお、公募対象公園施設の設置許可期間は、当初10年以内とし、認定の有効期間内に更なる許可申請を行う場合、認定の有効期間内で1回の更新許可が可能です。なお、認定計画

提出者は施設の利用を終了するときには、自己の負担において、速やかに公募対象公園施設の解体・現状復旧をしてください。

(4) 費用負担及び役割分担

項目		インフラ整備	公募対象公園施設	特定公園施設
整備	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者	認定計画提出者
	町と認定計画提出者の関係	—	設置許可	施設整備後に町に譲渡
管理運営	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者	町
	財産管理	認定計画提出者	認定計画提出者	町
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者 ※認定計画に定められた土地使用料を負担	町
	町と認定計画提出者の関係	—	設置許可	—

(5) 事業の流れ

① スケジュール

本事業の主なスケジュールは次のとおりです。

項目	時期
公募設置等指針の公表	令和3年6月15日
応募登録	令和3年7月21日～令和3年8月4日
公募設置等計画の受付	令和3年8月4日～令和3年9月15日
公募設置等計画の認定	令和3年11月上旬
基本協定等締結	令和3年12月上旬
認定計画提出者による設計・建設	令和3年12月上旬～令和4年11月下旬（予定）
供用開始	令和4年11月下旬（予定）

※基本協定等締結以降の予定については、認定計画提出者との協議のうえ、日程の変更を行う場合があります。

② 公募設置等計画の評価

町は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、公募設置等予定者を選定します。

③ 公募設置等計画の認定

町は、公募設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。また、町は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

④ 基本協定等締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、町との間で、協議のうえ、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた「基本協定」を締結します。

⑤ 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備、維持管理及び運営を行っていただきます。

⑥ 特定公園施設の設計・建設、町への譲渡

特定公園施設に係る設計及び建設は、全て認定計画提出者の負担を想定しています。公募設置等計画に基づく工事中・解体中の公園使用料は、全額免除とします。

認定計画提出者は特定公園施設の整備完了後、町の完了検査を受けていただきます。完了検査後、譲渡契約手続を行い町に引渡しを行っていただきます。

⑦ 利便施設の設計・建設、町への占用

認定計画提出者が認定計画に基づき設置する利便増進施設は、都市公園法第6条に基づく占用許可により設置し、認定計画に基づき管理運営を行っていただきます。

(6) その他

インフラ施設（電気・上下水・ガス・通信等）整備に関しては認定計画提出者側で費用を負担し、整備していただきます。

2. 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

(1) 公募対象公園施設の種類

公募対象公園施設は、都市公園法施行令第5条に規定されている運動施設や便益施設、休養施設、教養施設を想定しています。

町では、発災時に避難所として使用できる屋内運動施設を公募対象公園施設の一つとして考えていますが、想定にとらわれることなく、自由な発想による、新たな施設を提案していただくことも可能です。また、複合的に複数の施設を提案していただくことも可能とします。

なお、都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、特定の利用者に限定される施設や、騒音や振動等の発生により、他の利用者による公園利用を著しく阻害するような施設は望ましくありません。こうした公園への設置がふさわしくない施設及び周辺街区と調和しない施設の提案は認められません。

(2) 公募対象公園施設の場所

別紙1「新宮ふれあいの丘公園平面図」に示す区域（5,000㎡）内で、適当な設置場所を提案してください。

建築可能面積	5,000㎡
現況	未整備
都市計画等による規制	市街化調整区域

(3) 設置又は管理の開始時期

公募対象公園施設の設置管理許可は、令和4年1月以降を予定しています。設計協議が整い次第、設置管理許可の手続きを行います。

(4) 公募対象公園施設の使用料の最低額

公募対象公園施設の使用料の最低額は以下のとおりです。年間使用料及び対象面積を提案してください。

公募対象公園施設の使用料の下限	313円/㎡・年 以上
-----------------	-------------

(5) 公募対象公園施設の整備に関する条件

新宮ふれあいの丘公園の南に位置する公園敷地に、公募対象公園施設として運動施設や便益施設、休養施設、教養施設を設置してください。提案に際しては、次の条件を満たすものとしてください。

- 公募対象公園施設に、関連する商品の物販等を供することも可能とします。
- ユニバーサルデザインに配慮した設計としてください。※1、2
- 環境負荷が小さく省エネルギーに配慮した設計としてください。

- 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりをつくらぬよう、公園の安全性に配慮してください。
- インフラ施設の整備については、必要に応じ認定計画提出者の負担において行ってください。
- 公募対象公園施設の設置に係る調査・設計・施工については、認定計画提出者が行ってください。
- 建設予定地については、道路側から約3,000㎡程度は町が概ねの造成を行います、その背後については現況のままとなります。
- 設置する建築面積は最大5,000㎡可能ですが、特定公園施設の建設も考慮してください。
 - ※1 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、その他関係法令の規定に適合する常設の建築物とします。
 - ※2 バリアフリーについては、新宮町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年新宮町条例第10号）に基づいた計画としてください。

(6) 公募対象公園施設の管理運営に関する条件

- 公園利用者が利用しやすく、安心・安全に考慮した管理運営としてください。
- 持続的に運営可能な事業計画としてください。
- 公園利用者の利便性を考慮し、営業時間は9時～22時の通年営業を基本とします。それ以外の時間帯でも追加の営業を行うことも可能としますが、周辺の環境に配慮した営業時間にしてください。
- 営業時に発生する音、振動については、周辺の環境に配慮してください。年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制としてください。
- 地震・火災等災害時の危機管理に対応した管理運営が可能な配置体制としてください。
- 災害発生時の避難場所となりますので、その際の対応などに関する提案をしてください。
- 原則として、認定計画提出者は事業期間終了後（設置管理許可等を取り消しまたは更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む）、6ヶ月以内の町が指定する期日までに、認定計画提出者の責任及び負担において、公募対象公園施設部分を撤去し、更地にして返還していただきます。
- インフラ施設の引込み等については、当該使用量に応じた料金を各インフラ管理者へ直接支払っていただきます。また、引込み等を行う前に、事前に各インフラ管理者と協議を行い、負担金が必要となる場合は、認定計画提出者から各インフラ管理者へ引込み等に要する費用を負担してください。引込み管については既存の管を使用していただいても構いません。

(7) 特定公園施設の建設に関する事項

① 特定公園施設の建設範囲

特定公園施設の建設範囲は、公募対象区域内で適当な場所を提案してください。

② 整備に関する条件

- 環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- ユニバーサルデザインに配慮した設計としてください。
- 特定公園施設の設計は、以下の技術基準等に従って実施してください。
 - ・公共建築工事標準仕様書－建築工事編－（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・公共建築工事標準仕様書－機械設備工事編－（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・公共建築設備工事標準図－機械設備工事編－（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・公共建築工事標準仕様書－電気設備工事編－（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・公共建築設備工事標準図－電気設備工事編－（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・建築工事管理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
 - ・新宮町開発行為等指導要綱

並びに工事の施工方法に関する公的基準等に従って施工してください。

上記に定めがない場合は、町と協議のうえ、適切に施工してください。

- 照明施設、サイン、駐車場を整備してください。また提案に際しては、下記の整備条件を満たすものとしてください。

(ア) 照明施設

- 公園の景観と調和した施設デザインや素材、色彩としてください。
- 照明の配置については、死角や暗がりをつくらないようにしてください。

(イ) 駐車場

- 付近に公園駐車場がありますが、概算施設利用者数に即した駐車場を設置してください。

(ウ) サイン

- 公募施設の概要が分かるようなサインを設置してください。

(8) 利便増進施設の設置に関する事項

① 利便増進施設の設置について

利便増進施設を設置する場合は、設置する施設の種類、規模、設置場所等を提案してください。

② 利便増進施設の占用料について

新宮町公園条例（平成25年新宮町条例第15号）第16条を参照して下さい。

(9) 都市公園の環境の維持及び向上措置を図るための清掃その他の措置

① 公募対象公園施設に係る清掃等に関する事項

公募対象公園施設について、認定計画提出者の負担で清掃、植栽管理等の日常的な維持管理を実施する範囲及び維持管理の内容について提案してください。

② 特定公園施設の管理運営に関する事項

特定公園施設の管理運営については、認定計画提出者から特定公園施設の引き渡し後、町で管理をすることを予定しています。

(10) 認定の有効期間終了後の撤去（原状回復）

● 公募対象公園施設について、認定計画提出者は、事業期間終了後（設置管理許可等を取り消しまたは更新しない場合、認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む）、6ヶ月以内の町が指定する期日までに、事業区域を、速やかに原状回復するとともに、町の立会いのもとで町に返還していただきます。

ただし、認定計画提出者と町が選定した次期事業者との間で、認定計画提出者が有する権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつ、これらの譲渡について町が事前に同意した場合は、この限りではありません。なお、施設等設置工事中の解約、事業中止に關しての用地の原状回復の取り扱いについては、別途協議により決定することとします。

● 本事業における原状回復とは、原則として、認定計画提出者が設置した公募対象公園施設（地下構造物等も含む）を解体・撤去し、更地として整地することをいいます。ただし、町の財産となる特定公園施設については、原状回復の対象とはなりません。

● 認定計画提出者は、原状回復工事の設計完了後、現地での工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により町に提出し、承諾を得てください。

● 認定計画提出者は、原状回復工事の設計内容について、町の承諾を得た後、原状回復工事に着手することができます。なお、町が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、認定計画提出者に対し、設計内容の修正を求めることができることとします。

● 認定計画提出者が原状回復を行わない場合は、町は、認定計画提出者に代わり原状復旧工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求できるものとします。

(11) 事業の中止

事業の提案書や基本協定書、設置管理許可又は管理許可の許可条件等に反するなど、本事業の目的から逸脱し、町からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、事業を中止していただくことがあります。

また、認定計画提出者は、経営状況の悪化などにより事業の継続が困難と判断される場合には、事業を中止する日の6ヶ月前までに、町に対して書面により申請を行ったうえで、基本協定の解除及び事業の中止を行うことができることとします。

(12) その他

- 認定計画提出者は、事業期間満了後又は認定計画提出者の責に帰すべき事由による使用許可取り消しに伴い退去する場合は、それを理由に損害の補填又は補償を請求することはできません。
- 公募対象施設の営業状況については、毎年度報告していただきます。なお、町は公募対象公園施設の財務書類の提出及び説明等を求めることができるものとします。

3. 公募の実施に関する事項等

(1) 公募への参加資格

① 応募の制限

次の項目のいずれかに該当する方は、応募することができません。

- ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- イ 当該法人の設立根拠法に規定する解散または精算の手続きに入っている法人
- ウ 地方自治法施行令第167条の4に該当する法人
- エ 応募の日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、新宮町入札参加資格者指名停止等措置要綱による指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- オ 最近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- カ 暴力団の排除に関し、次のいずれかに該当する法人
 - a. 応募の日から公募設置等予定者決定通知日までの間において、新宮町暴力団排除条例に規定する暴力団排除措置の対象である法人。（本件については、当該合意書における「契約等」に準じて取り扱うものとします。以下同じ。）
 - b. 応募の日以前において、新宮町暴力団排除条例に規定する排除措置の対象であった法人。ただし当該排除措置の対象外となった日から3年を経過した法人を除く。
- キ 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人

② 応募者の資格

- ア 応募者は法人（以下「応募法人」という。）又は法人のグループ（以下「応募グループ」という。）に限ります。
- イ グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人として、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めてください。
- ウ 応募法人又は応募グループを構成する代表法人及び構成法人（以下「応募法人等」という。）は、直近決算において債務超過でないこととします。
- エ 応募法人等の中で、特定公園施設の管理・運營業務を実施する法人を定めてください。当該法人は、特定公園施設の管理・運営について、過去に本業務と類似した管理・運営実

績を備えることとします。

オ 応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の設計及び監理業務を実施する法人を1社以上定めてください。当該法人は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること、過去に公園または広場の設計・監理実績を備えることとします。

カ 応募法人等の内で、公募対象公園施設及び特定公園施設の建設業務を実施する法人を1社以上定めてください。当該法人は、令和元年度及び令和2年度新宮町競争入札参加資格審査において、申請区分「工事の請負」、申請業種「建築工事」の競争入札参加資格を有すると認定された者であり、かつ建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることとします。また、過去に公園または広場及び商業施設の建設工事実績を備えることとします。

キ 代表法人は公募対象公園施設の整備及び特定公園施設の整備・譲渡について、当該業務を遂行する責務を負うこととします。

③ 応募条件

ア 応募法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

イ 同時に複数の応募グループにおいて、応募グループの代表法人又は構成法人となることはできません。

(2) 提供情報

公募設置等計画の作成にあたっては、以下の資料を参照してください。

別紙1：新宮ふれあいの丘公園平面図（公募対象地、埋設管位置記載）

別紙2：周辺土地利用及び道路計画図

4. 公募の手続きに関する事項等

(1) 日程

公募設置等指針の交付	令和3年6月15日(火)～令和3年8月4日(水)
質問書受付	令和3年6月15日(火)～令和3年7月16日(金)
公募設置等指針等説明会申込期限	令和3年7月12日(月) 17時まで
公募設置等指針等説明会	令和3年7月15日(木)
質問書回答	令和3年7月20日(火)までに随時回答
応募登録	令和3年7月21日(水)～令和3年8月4日(水)
公募設置等計画の受付	令和3年8月4日(水)～令和3年9月15日(水)
プレゼンテーション	令和3年10月頃
公募設置等計画の認定	令和3年11月上旬
基本協定締結	令和3年12月上旬

(2) 応募手続き

① 公募設置等指針の交付

公募設置等指針については、下記の期間に、新宮町ホームページへの掲載、募集の案内を窓口で配布します。

配布期間：令和3年6月15日(火)～令和3年8月4日(水)

配布場所：新宮町ホームページからダウンロード、新宮町役場都市整備課窓口

② 公募設置等指針に対する質問及び回答

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。
回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

使用様式：様式3「質問書」

受付期間：令和3年6月15日(火)～令和3年7月16日(金)まで

提出方法：電子メール

※件名は「新宮ふれあいの丘公園質問」と記載してください。

アドレス：kensetsu@town.shingu.fukuoka.jp

提出先：新宮町役場都市整備課

回答日：令和3年7月20日(火)までに随時回答

回答方法：質問と回答を定期的に取りまとめ、随時新宮町ホームページに掲載します。

③ 公募設置等指針等説明会

公募設置等指針等説明会を以下のとおり開催します。説明会に参加される場合は、事前に申し込みが必要ですので、以下のとおり申し込みをしてください。

開催日時：令和3年7月15日(木) 14時～16時

開催場所：アクア新宮地域交流室（中央駅前2丁目7-1）

参加人数：1社あたり3名まで

使用様式：様式1「公募設置等指針等説明会 参加申込書」

申込期限：令和3年7月12日（月）17時まで

申込方法：電子メール

アドレス：kensetsu@town.shingu.fukuoka.jp

申込先：新宮町役場都市整備課

④ 応募登録

本事業に参加される方は必ず応募登録をしてください。

応募登録は、応募法人又は応募グループに限ります。個人での応募登録はできません。応募グループでの公募設置等計画の提出を予定されている場合は、応募グループのうちの1社が代表して応募登録を行ってください。なお、公募設置等計画の受付前においては、応募登録をした法人が存在する限り、グループの構成を変更することは可能です。

応募登録は、応募登録申込書（様式2）に必要な事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

受付期間：令和3年7月21日（水）～令和3年8月4日（水）

申込方法：電子メール

※件名は「新宮ふれあいの丘公園応募登録」と記載してください。

アドレス：kensetsu@town.shingu.fukuoka.jp

申込先：新宮町役場都市整備課

※応募登録後、公募設置等計画の提出を取りやめた場合は、電子メールにて、上記のアドレスに辞退届（任意様式）を提出してください。辞退届には、辞退した理由を記載してください。

⑤ 公募設置等計画等の受付

公募設置等計画等を以下のとおり受け付けます。

公募設置等計画等は、以下の注意事項及び公募設置等計画等関係書類一覧に従って提出してください。なお、受付期間内に受付場所に到達しなかった公募設置等計画は受理しません。

使用様式：「公募設置等計画等関係書類一覧」の通り（指定のない場合は任意様式）

受付期間：令和3年8月4日（水）～令和3年9月15日（水）まで

受付場所：新宮町役場都市整備課

提出方法：受付場所へ持参又は郵送

＜公募設置等計画等作成の注意事項＞

- 公募設置等計画等の提出は1応募法人（1応募グループ）1提案とします。
- 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係

機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。

- 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、応募者の負担とさせていただきます。
- 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求める場合があります。
- 公募設置等計画等関係書類一覧中の「4. 公募設置等計画」は1～3と分け、A3判横書き、左綴じとし、ページを付して提出してください。
- 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。

⑥ 受付時間

公募設置等計画等の受付を含め全ての事務取扱は8時30分から17時00分までとさせていただきます。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。)

⑦ プレゼンテーション用資料

公募設置等計画等の提出後、プレゼンテーション用の資料の電子データを以下のとおり提出してください。

提出データ：プレゼンテーション時発表資料（形式：パワーポイント）

※パワーポイント以外を使用される場合はあらかじめ申し出てください。

提出期限：令和3年10月頃

※日程決定次第ホームページにて公開します。

提出方法については事前にご相談ください。

⑧ 提出書類

公募設置等計画等関係提出書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1. 誓約書	様式4	1部	2部
2. 応募制限関連書類（応募グループにあつては、代表法人及び構成法人のすべてについて提出）		—	—
(1) 定款又は寄付行為の写し		1部	2部
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明		1部	2部
(3) 役員名簿	様式5	1部	2部
(4) 法人税、法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でもよい。		1部	2部
(5) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書		1部	2部

(作成している法人のみ)、注記等」(直近3年間)の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表			
(6) 事業報告書・事業計画書等 ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでもよい。		1部	2部
(7) 財務状況表	様式6	1部	2部
3. 応募資格関係書類 (該当する法人について提出)		—	—
(1) 一級建築士事務所登録を証する書類の写し		1部	2部
(2) 設計・監理実績を証する書類	様式7	1部	2部
(3) 一般及び特定建設業許可通知書の写し		1部	2部
(4) 建設工事实績を証する書類	様式8	1部	2部
(5) 管理運営の実績を証する書類		1部	2部
4. 公募設置等計画 表紙	様式9	1部	10部
(1) 事業の概要 ①事業の実施方針 ②事業の実施体制 ③施設の配置計画 ④スケジュール	様式10	1部	10部
(2) 公募対象公園施設の整備計画 ①施設の概要 ②イメージパース(施設外観、内観パース)、各階平面図 立面図、断面図	様式11	1部	10部
(3) 特定公園施設の整備計画 ①施設の概要 ②イメージパース(施設外観、内観パース)、平面図 立面図、断面図	様式12	1部	10部
(4) 公募対象公園施設の使用料の提案額	様式13	1部	10部
(5) 公募対象公園施設の管理運営計画	様式14	1部	10部
(6) 資金計画及び収支計画	様式15	1部	10部

(3) 事務局

新宮町役場 都市整備課 管理担当

住 所：福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1

電 話：092-963-1735

FAX：092-941-2682

メールアドレス：kensetsu@town.shingu.fukuoka.jp

(4) 審査方法等

① 審査の流れ

以下の手順に従って審査します。

ア 第一次審査

提出されたすべての公募設置等計画等について、都市公園法第5条の4第1項に基づき、以下の点について審査します。

a 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

b 法令遵守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

c 本指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が本指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は以下のとおりです。

- ・公募設置等計画が、本指針で示した目的や場所等と適合していること。
- ・記載すべき事項が示されていること。
- ・公募対象公園施設が、公園利用者のための施設となっており、公園利用者の利便性を高めるものや公園利用の増進につながる施設であること。
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること。

イ 第二次審査

第一次審査を通過した提案について、「新宮ふれあいの丘公園公募事業 公募設置等予定者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、②で示す評価の基準に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーション対象者を数社程度に絞ることがあります。

② 評価の基準

町は、提出された公募設置等計画について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

<評価の項目、内容>

評価項目	評価の視点
事業の実施方針	当該都市公園の特性等を踏まえた事業運営の基本的考え方について評価する。
事業実施体制	応募法人等の役割分担・実績・財務健全性について評価する。 業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置について評価する。

施設の整備計画	公園利用者の利便の向上に資する施設整備計画について評価する。
	景観、バリアフリー等への配慮について評価する。
	設計や工事、事業実施のスケジュールや進め方が適正に組み込まれているか評価する。
	防災に寄与する施設整備計画になっているか評価する。
施設の管理運営計画	公園利用者の利便の向上に資する管理運営計画について評価する。
	災害発生時の対応など安全・安心に配慮した管理計画について評価する。
事業計画	持続的な資金計画、収支計画について評価する。
	事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について評価する。
価額審査	公募対象公園施設に係る使用料の額について評価する。

③ 結果通知

選定結果は、速やかに応募法人及び応募グループの代表法人に文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。また、選定結果は審査講評（概要）とあわせて、町ホームページで公表します。

④ 選定委員会の委員への接触の禁止等

応募法人等が、最優秀提案及び次点提案選定前までに、選定委員会の委員に対して、本事業提案について接触を行った場合は、失格となることがあります。

また、本指針配布日から公募設置等予定者決定通知日までは、応募法人等に限らずいかなる者からの提案内容、審査内容等に関するお問合せには、お答えできません。

(5) 公募設置等予定者等の決定

町は、選定された最優秀提案を提出した応募法人等を公募設置等予定者として、また、次点提案を提出した応募法人等を次点者として決定します。町が公募設置等予定者の提出した公募設置等計画の認定に至らなかった場合、あるいは公募設置等予定者と基本協定を締結するに至らなかった場合は、次点者が公募設置等予定者としての地位を取得します。

なお、審査の結果によっては、公募設置等予定者、次点者の一方又は両方について、該当者なしとする場合があります。

(6) 公募設置等計画の認定

町は、公募設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定します。これにより、公募設置等予定者は認定計画提出者となります。

(7) 契約の締結等

① 基本協定

町は、認定計画提出者と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。

② 設置管理許可

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、公募対象公園施設の設置管理許可を得る必要があります。

③ 特定公園施設建設・譲渡契約

認定計画提出者は、本施設の工事着手前に、町と「特定公園施設建設・譲渡契約」を締結します。

(8) 損害賠償責任

認定計画提出者は、本業務の実施にあたり、認定計画者の故意又は重大な過失により、町又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、町又は第三者に賠償するものとします。

また、町は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

(9) 第三者の使用

認定計画提出者は、認定計画提出者が所有する公募対象公園施設の一部を第三者に賃借する場合においては、事前に町の確認を得るものとします。なお、賃借人を決定又は変更した場合は、速やかに町に報告してください。

(10) 事業の継続

認定計画提出者が応募グループで事業を行う場合に、その構成団体が倒産するなどし、事業継続が困難となった場合は、認定計画提出者は事業を継続できる体制を構築し、速やかに町と協議してください。

(11) 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、町の承認により別の民間事業者へ事業を承継するか、認定計画者の負担により公募対象公園施設を撤去し、原状回復して返還していただきます。

(12) 法規制等

- 提案内容は、都市公園法、新宮町公園条例、建築基準法、消防法、その他各種関係法令等を遵守してください。

- 事業の実施に当たり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施してください。

(13) 応募に関する留意事項

- 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- 応募書類は理由の如何を問わず、返却しません。
- 応募書類提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。
- 町が提示する設計図書等の著作権は町及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。なお、本事業において公表する必要がある場合、その他町が必要と認めるときは、町は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- 町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求め場合があります。
- 町が提供する資料等は、申請に関わる検討以外の目的での使用または、第三者に開示することを禁じます。

